

## ■国民年金とは

国民年金は、老後の生活を支えるだけでなく、障害などにより所得がなくなったり、少なくなっても生活の安定が損なわれることがないよう、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、みんなで支えあう社会保障制度です。

保険料の納付や届出を忘れると、将来受ける年金が減額されたり、障害基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、年金制度をきちんと知って、あなたの年金受給権を守りましょう！

国民年金の加入者は、職業などにより下記の3つのグループのいずれかの加入者(被保険者)となります。

### ○第1号被保険者

国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者及び第3号被保険者でない方(自営業、農業等の方)

- 【資格取得日】 ①20歳に達した日 ②日本国内に住所を有した日  
③被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者でなくなった日
- 【資格喪失日】 ①死亡日の翌日 ②日本国内に住所を有しなくなった日の翌日 ③60歳に達した日  
④被用者年金制度の老齢・退職年金の受給権者となった日

### ○第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員または加入者(会社員や公務員等)

- 【資格取得日】 厚生年金保険の被保険者、共済組合等の組合員又は加入員の資格を取得した日
- 【資格喪失日】 ①死亡日の翌日  
②厚生年金保険の被保険者、共済組合等の組合員又は加入員の資格を喪失した日  
又は、65歳に達した日

### ○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(会社員や公務員等の被扶養配偶者)  
※認定基準 … 年間収入が130万円未満かつ第2号被保険者である配偶者の年間収入の1/2未満

- 【資格取得日】 ①20歳以上60歳未満の間に被扶養配偶者となった日  
②被扶養配偶者に該当する者が20歳に達した日
- 【資格喪失日】 ①死亡日の翌日 ②60歳に達した日 ③被扶養配偶者でなくなった日の翌日

## ■こんなときは、役場住民課に届出を！

こんなとき	窓口にお持ちいただくもの
20歳になったとき (厚生年金及び共済組合に加入している人を除く)	・日本年金機構から郵送される「資格取得届」等の書類 ・印鑑
会社を退職したとき (厚生年金、共済組合に加入する会社の退職)	・離職票、社会保険の資格喪失証明書 ・年金手帳 ・印鑑
厚生年金や共済組合に加入する配偶者の退職等により扶養されなくなったとき	・配偶者の離職票等、扶養から外れたことがわかる書類 ・年金手帳 ・印鑑
保険料を納めるのが困難なとき	・失業による申請の場合は、離職票または雇用保険受給資格証 ・印鑑
学生で保険料を納めるのが困難なとき	・学生証の写しまたは在学証明証 ・印鑑

【お問い合わせ】 日南町役場住民課 TEL 82-1112